

日本風景街道の 登録に向けて

2007・08



風景街道関東地方協議会の設置

～応募内容の審査・登録と活動支援の実施～

■平成19年7月6日 道路局長通達

「日本風景街道にかかる協議会および登録の取扱いについて」

- 風景街道地方協議会を設置すること
- 風景街道パートナーシップの登録申請を受付け、登録すること
- 協議会は風景街道パートナーシップの活動を支援すること

（理念・目的）

日本風景街道は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見・創出するとともに、道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台に、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以て、地域の活性化、観光の振興に寄与することを理念・目的とする。

（実現に向けて）

日本風景会議戦略会議の提言を踏まえ、協議会および登録の取扱いを定め、日本風景街道の一層の推進を図っていくこととした。

（適用）

この通知は、平成19年7月6日から適用する。

風景街道関東地方協議会の設置

～応募内容の審査・登録と活動支援の実施～

■平成19年8月10日

第1回 風景街道関東地方協議会を開催

- 「風景街道関東地方協議会設置要綱」を作成
- 会長を選任し協議会を設立
- 「日本風景街道にかかる登録要綱」、「日本風景街道募集要領」の作成

風景街道関東地方協議会の設置

～応募内容の審査・登録と活動支援の実施～

「風景街道関東地方協議会設置要綱」の概要

（会務）

- 登録要綱を作成し、募集、申請受付け、登録、登録証交付を行う
- 登録された組織に対する活動支援の実施
- 広報活動を通じ、広く日本風景街道の周知
- 風景街道に対し相談窓口の開設

（会長）

- 協議会構成員の互選により選任する

（協議会の運営）

- 協議会は必要に応じ会長が招集し開催する
- 風景街道の登録および取り消し等の事項は構成員の過半数の賛成をもって了承

（事務局）

- 事務局は関東地方整備局 道路部 道路計画第二課に置く
- 事務局長は関東地方整備局 道路部 道路企画官とする

平成19年8月10日から施行する。

風景街道関東地方協議会

都道府県・政令市

+

民間団体

関東地整ほか

会	長	田端 直人	(社)埼玉県商工会議所連合会 専務理事
委	員	小川 俊明	茨城県商工会議所連合会 専務理事
委	員	野澤 不二夫	(社)栃木県商工会議所連合会 専務理事
委	員	藤生 正司	(社)群馬県商工会議所連合会 専務理事
委	員	三浦 弘	(社)千葉県商工会議所連合会 専務理事
委	員	茂木 洋	東京都商工会議所連合会(東京商工会議所 常務理事)
委	員	横田 和浩	(社)神奈川県商工会議所連合会 専務理事
委	員	渡辺 恭史	山梨県商工会議所連合会 専務理事
委	員	塚田 國之	(社)長野県商工会議所連合会 専務理事

協議会名簿 (2/2)

委員	石澤 龍彦	関東運輸局 企画観光部長(兼 交通環境部長)
委員	員 上野 進一郎	関東地方整備局 道路部長
委員	員 渡邊 一夫	茨城県 土木部長
委員	員 山内 正彦	栃木県 県土整備部長
委員	員 山本 明	群馬県 理事 兼 県土整備局長
委員	員 篠塚 正行	埼玉県 県土整備部長
委員	員 古川 巖水	千葉県 県土整備部長
委員	員 藤井 芳弘	東京都 建設局道路管理部長
委員	員 山田 秀一	神奈川県 県土整備部長
委員	員 小野 忠	山梨県 土木部長
委員	員 原 悟志	長野県 土木部長
委員	員 山下 博	横浜市 道路局長
委員	員 大川 昌俊	川崎市 建設局長
委員	員 深山 裕幸	千葉市 建設局長
委員	員 大沢 隆幸	さいたま市 建設局長
事務局長	高橋 敏彦	関東地方整備局 道路部 道路企画官
事務局		関東地方整備局 道路部 道路計画第二課

風景街道関東地方協議会の設置

～応募内容の審査・登録と活動支援の実施～

「日本風景街道にかかる登録要綱」の概要

（募集）

- 協議会は募集要領を作成し、募集の事実を広く周知する

（申請）

- 申請する日本風景街道の内容と日本風景街道パートナーシップの内容等を記入した申請書によって受け付ける

（登録条件）

- 「日本風景街道パートナーシップ」を組織していること
- 地域資源をひとつ以上有していること
- 日本風景街道の理念に賛同し、それに合致した活動を継続的に実施していること
- 申請された日本風景街道に「中心となる道路」があること
- 暴力団その他の反社会的活動を行う団体が含まれていないこと
- 特定の政治的・宗教的信条に基づく活動を行わないこと

（登録）

- 協議会は、登録を認めた場合は登録証を交付する

登録証のイメージ





活動主体

「活動に応じて必要な組織」と「道路管理者」からなる体制を有すること

日本風景街道パートナーシップ

地域住民

NPO

町内会・自治会

企業

大学関係者

+

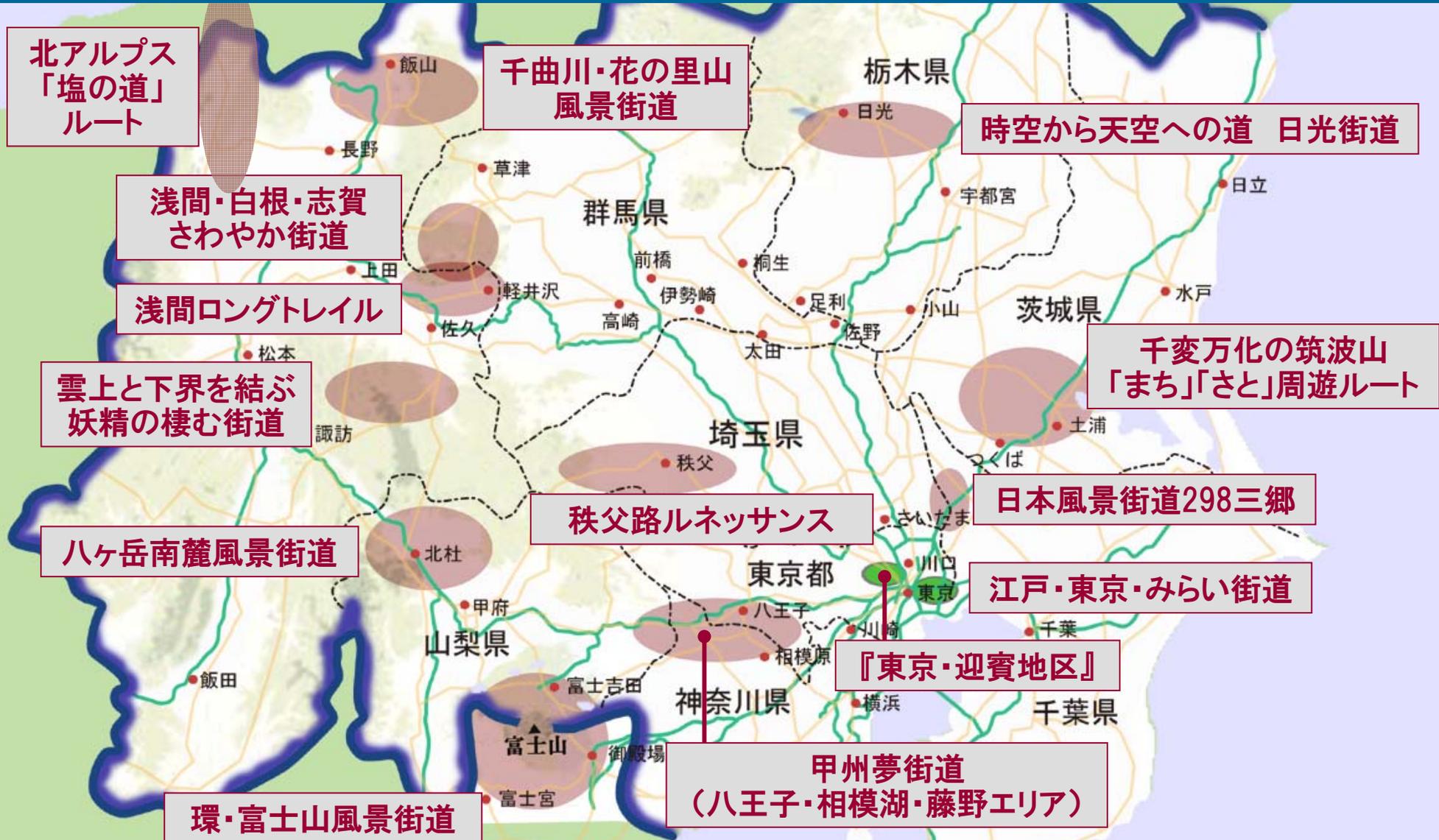
道路の管理者

警察

地方公共団体

その他

平成18年の関東エリアの応募ルート（参考）



「環・富士山風景街道」は中部と関東の両地整管内を、
また、北アルプス「塩の道」ルートは北陸と関東の両地整管内を跨いで活動エリアが設定されております。

End of presentation
